

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年3月27日（金） 号外第35号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県天神川流域下水道事業財務規則（27）（水環境保全課） 8
	鳥取県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（28）（くらしの安心推進課） . . . 24
	鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則（29）（〃） 26
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（30） （住まいまちづくり課） 28
	鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（31） （水環境保全課） 40

公布された規則のあらまし

◇鳥取県天神川流域下水道事業財務規則

1 規則の制定理由

天神川流域下水道条例の一部が改正され、天神川流域下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、天神川流域下水道事業の財務に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 企業出納員

ア 流域下水道事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、企業出納員を置く。

イ 企業出納員は、生活環境部くらしの安心局水環境保全課の課長（以下「水環境保全課長」という。）及び同課の会計事務を担当する課長補佐をもってこれに充てる。

ウ 課長補佐である出納員は、水環境保全課長である出納員が不在であるときにその職務を行う。

エ イに定めるもののほか、知事は必要があると認めるときは、企業出納員を指定することができる。

(2) 知事は、公金の出納事務の一部を取り扱わせるため出納取扱金融機関を置く。

(3) 流域下水道事業の経理は、全ての取引をこの規則に定める勘定科目に仕訳整理して行うものとする。ただし、必要があるときは、勘定科目を新たに設定し、又は変更することができる。

(4) 企業出納員は、流域下水道事業に係る取引については、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

(5) 会計伝票の種類

ア 会計伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

イ 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。

ウ 支払伝票は、現金支払の取引について発行する。

エ 振替伝票は、イ及びウに規定する取引以外の取引について発行する。

(6) 会計伝票及び取引に関する証拠となるべき書類は、それぞれの日付によって編集し、保存しなければならない。

(7) 流域下水道事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次に掲げる帳簿を備える。

ア 総勘定元帳

イ 予算整理簿

ウ 固定資産台帳

エ 企業債台帳

オ アからエまでに掲げるもののほか必要な帳簿

(8) 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

(9) 企業出納員は、帳簿等に科目の誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当科目に更正しなければならない。

(10) 総勘定元帳その他相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない。

(11) 収入の調定

ア 知事は、収入の理由が生じたときは、振替伝票（調定と同時に収納が行われる場合にあつては、収入伝票）により調定を行わなければならない。

イ アの規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

(12) 納入通知書の発行

ア 知事は、前条の規定により収入を調定したときは、直ちに納入義務者に対して納入通知書を発行しなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい収入については、この限りでない。

イ 前項の納入通知書に指定する納期は、特別の場合を除き、発行した日から15日以内としなければならない。

(13) 企業出納員は、出納取扱金融機関から収入の内容に係る電磁的記録の送付を受けたときは、当該電磁的

記録を用紙に印刷して、収入伝票と照合し、その日の収入額を確認しなければならない。

(14) 知事は、過納又は誤納となった収納金がある場合の還付については、支出の例により処理するものとする。

(15) 支出の手続

ア 知事は、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為書により行わなければならない。ただし、知事が別に定めるものについては、支出命令と同時に支出負担行為書を作成することができる。

イ 支出は、債権者の請求書により行うものとし、債権者は、口座振替の方法により支払を受けようとするときは、請求書に口座振替に係る情報を記載しなければならない。

ウ 企業出納員は、口座振替の方法により支払うときは、企業出納員の使用に係る電子計算機と出納取扱金融機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用する方法その他の方法により支払の依頼を行うものとする。

エ 債権者は、自動口座振替（債権者又は企業出納員が指定した期日に流域下水道事業会計の預金口座から自動的に債権者の預金口座に振込むことにより支払う方法をいう。以下同じ。）の方法により支払を受けようとするときは、請求書の提出に代えて、債権者の振替情報を企業出納員に報告しなければならない。

オ 企業出納員は、債権者から自動口座振替の振替情報の報告があったときは、出納取扱金融機関をして自動口座振替の方法による支払をさせなければならない。

カ 県債元利金その他支払義務の確定したもので債権者の請求書を徴する必要がないと認められるものについては、支出調書により行うものとする。

(16) 伝票の発行

ア 知事は、支出しようとするときは、振替伝票（現金の支払を伴う場合にあっては支払伝票）を作成しなければならない。

イ 企業出納員は、支払伝票に基づいて支払を行わなければならない。

(17) 資金の前渡をすることができる経費は、地方公営企業法施行令に定められているもののほか、次のとおりとする。

ア 即時支払をしなければその目的を達しがたい経費

イ 講習会、協議会その他の会合に要する経費

ウ 交際費

エ 供託金

オ 払込書その他これらに類するものにより支払をしなければならない経費

(18) 概算払をすることができる経費は、地方公営企業法施行令に定められているもののほか、次のとおりとする。

ア 非常災害のため即日支払を必要とする経費

イ 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償金

(19) 前金払のできる経費等

ア 前金払をすることができる経費は、地方公営企業法施行令に定められているもののほか、次のとおりとする。

(ア) 保険料

(イ) 講習会の受講、懇談会の参加その他これらに類するものに要する経費

イ 地方公営企業法施行令の規定により定めることとされている前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費の前金払の限度額は、契約金額の3割以内とする。ただし、特別の理由により知事の承認を受けたものは、この限りでない。

(20) 資金前渡等の精算

ア 資金の前渡を受けた者は、当該用件が終了したときは、速やかに証拠書類を添えて、資金前渡精算書を知事に提出しなければならない。

イ 知事は、アの精算書及び証拠となるべき書類に基づいて振替伝票、収入伝票又は支払伝票を発行し、残

- 金があるときは、納入通知書を発行し、当該資金前渡を受けた者をして返納させなければならない。
- ウ (18)及び(19)の規定による支払の精算については、ア及びイの規定を準用する。
- (21) 企業出納員は、出納取扱金融機関から支払の内容に係る電磁的記録の送付を受けたときは、当該電磁的記録を用紙に印刷して、支払伝票と照合し、その日の支払額を確認しなければならない。
- (22) 知事は、過払い又は誤払いとなった支出金がある場合の返納については、収入の例により処理するものとする。
- (23) 収納事務
- ア 出納取扱金融機関は、知事が発行した納入通知書により収納事務を行わなければならない。
- イ 出納取扱金融機関は、収入金の納付を受けたときは、これを領取の上、電子情報処理組織を使用する方法により納付を受けた場合を除き、領収書を納入者に交付しなければならない。
- ウ 出納取扱金融機関は、納入金の納付を受けたときは、速やかに当該収納の内容に係る電磁的記録を企業出納員に送付しなければならない。
- (24) 出納取扱金融機関は、企業出納員から(15)のウによる支払の依頼を受けたときは、預金から資金を払い出して債権者に支払をし、収納事務終了後速やかに当該支払の内容に係る電磁的記録を企業出納員に送付しなければならない。
- (25) 出納取扱金融機関の出納事務取扱時間は、その金融機関の例による。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。
- (26) 預り金は、勘定科目の区分に従い、収入及び支出の例により整理するものとする。
- (27) 預り有価証券の受入還付
- ア 企業出納員は、有価証券を預かるときは、これと引換えに納入者に対し、預り証を交付しなければならない。
- イ 預り有価証券を還付するときは、アの預り証に領収の旨を附記させうえ、記名、押印させ、これと引換えにしなければならない。
- (28) 器具及び備品、消耗品並びに金券類の取扱いについては、鳥取県物品事務取扱規則の規定の例による。
- (29) 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。
- ア 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額
- イ 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- ウ ア及びイに掲げるもの以外のものにあつては、公正な評価額
- (30) 建設仮勘定
- ア 建設改良工事でその工期が長期にわたるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。
- イ 知事は、アの建設改良工事が完成したときは、速やかに次の各号に定めるところにより、建設仮勘定の精算を行い、その精算額を固定資産の適当な科目に振り替えなければならない。
- (ア) 工事に要した経費から附帯収益を控除する。
- (イ) 工事に要した経費に間接費の配賦額を加算する。
- (31) 事故報告
- ア 天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、企業出納員は、速やかにその原因及び現状を調査し、意見を付して知事に報告しなければならない。
- イ 知事は、アの報告を受けたときは、これを審査し、結果を直ちに企業出納員に通知するものとする。
- (32) 企業出納員は、固定資産を処分しようとするときは、その理由、方法、予定価格等を具して知事の承認を受けなければならない。ただし、売却してもその価格が売却に要する費用に達しないもの又は売却不相当と認められるものは、廃棄するものとする。
- (33) 固定資産の減価償却は、定額法によって取得の翌年度から行う。
- (34) 直接その事業の用に供する固定資産のうち知事が特に必要と認める資産の各事業年度の減価償却額は、地方公営企業法施行規則の規定により算出した金額に、当該金額に100分の50の率を乗じて算出した金額を加

えた金額とする。

- (35) 企業出納員は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後において帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめその年数について知事の承認を受けなければならない。
- (36) 知事は、企業出納員をして毎事業年度固定資産の実態について固定資産台帳と照合し、確認させるものとする。
- (37) 予定キャッシュ・フロー計算書の作成については、間接法によるものとする。
- (38) 知事は、予算に基づき予算執行計画を定めなければならない。
- (39) 知事は、予算の執行に当り事業の運営上必要がある場合、目以下の科目については、予算流用することができる。ただし、議会の議決を経なければ流用できない経費については、この限りでない。
- (40) 知事は、予算の執行に当り、事業の運営上予算外支出又は超過支出の必要があるときは、予備費を充用することができる。
- (41) 企業出納員は、毎事業年度経過後、速やかに、振替伝票により次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。
- ア 固定資産の減価償却
 - イ 繰延収益の償却
 - ウ 資産の評価
 - エ 引当金の計上
 - オ 損益勘定の期末整理
 - カ その他決算に必要な整理
- (42) 企業出納員は、決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切を行うものとする。
- (43) 企業出納員は、毎事業年度、決算に必要な資料を作成し、5月31日までに知事に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。
- (44) 随意契約によることができる場合の契約金額は、次のとおりとする。
- ア 工事又は製造の請負 250万円
 - イ 財産の買入れ 160万円
 - ウ 物件の借入れ 80万円
 - エ 財産の売払い 50万円
 - オ 物件の貸付け 30万円
 - カ アからオまでに掲げるもの以外のもの 100万円
- (45) 随意契約による手続
- ア 知事は、障害者支援施設等と随意契約を締結する場合は、契約の機会均等、透明性及び公平性を確保するため、次に掲げる手続を行うものとする。
 - (ア) あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること。
 - (イ) 契約を締結する前において契約の理由、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに契約の申込みの方法を公表すること。
 - (ウ) 契約を締結した後において契約の相手方の名称、契約の相手方とした理由その他の契約の締結状況を公表すること。
 - イ アの手続に関し必要な事項は、知事が定める。
- (46) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金の額は、入札見積金額の100分の5以上の額とし、同条の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。
 - イ 知事は、別に定める場合においては、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (47) 入札保証金又は契約保証金に代わる担保
- ア 入札保証金又は契約保証金の納付は、次に掲げるものの提供をもって代えることができる。
- (ア) 国債
- (イ) 地方債
- (ウ) 政府の保証のある債券
- (エ) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (オ) その他知事が確実と認めるもの
- イ 国債、地方債及び小切手はその金額に、その他のものは毎月平均市場価格の10分の8に相当する額にこれを換算する。
- (48) 流域下水道事業に関する売買、貸借、請負その他の契約は、この規則に定めるもののほか、鳥取県会計規則、鳥取県建設工事執行規則、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則及び鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の例による。
- (49) 賠償責任を有する職員として指定する職員は、次に掲げる職員とする。
- ア 支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与した課長、課長補佐、係長及びこれらの職員の職と同等の職にある職員
- イ 支出の事務又は支払の事務に直接関与した企業出納員及び職員
- ウ 監督又は検査を命ぜられた職員
- (50) この規則に定めるもののほか、会計その他財務に関する事務手続に関しては、鳥取県会計規則その他の財務関係の規則の例によるものとする。
- (51) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

◇鳥取県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

- 1 細則の改正理由
- 製菓衛生師法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 細則の概要
- (1) 製菓衛生師免許申請書の様式中添付すべき書類に係る記載を改める等の所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由
- 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「省令」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
- (1) 許可の有効期間等について定めた規定中引用する法及び省令の条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする(1)の一部に関する事項及び(2)に関する事項を除き、令和2年6月1日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、特別職非常勤職員としての住宅管理人が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、連帯保証人等について見直しを行う。
- 2 規則の概要
- (1) 住宅管理人について定めた規定を削る。
- (2) 入居者は、連帯保証人が極度額に達するまで連帯保証債務を履行したときは、速やかに県営住宅入居者

連帯保証人変更（更改）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこととし、県営住宅入居者連帯保証人変更（更改）承認申請書について所要の規定の整備を行う。

- (3) 家賃等の減免等の通知を家賃の通知と同時に行うときは、別に定めるところによることができることとする。
- (4) 入居者の緊急連絡先となることができる者を県内居住者に限らないこととする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、公布の日とする(3)、(4)及び(5)の一部に関する事項を除き、令和2年4月1日とする。

◇鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 浄化槽保守点検業の登録及び変更登録の申請時の添付書類として浄化槽管理士が過去5年間に知事が指定する研修を受けたことを証する書類を加える。
- (2) 知事は、研修の指定をしたときは、遅滞なく、研修の日時、場所その他の事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- (3) 浄化槽保守点検業者登録（更新登録）申請書等の様式に知事が指定する研修を受けた年月日の記入欄を設ける。
- (4) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

規 則

鳥取県天神川流域下水道事業財務規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第27号

鳥取県天神川流域下水道事業財務規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 勘定科目及び伝票並びに帳簿
 - 第1節 勘定科目（第4条）
 - 第2節 伝票（第5条－第7条）
 - 第3節 帳簿（第8条－第11条）
- 第3章 収入及び支出
 - 第1節 収入（第12条－第15条）
 - 第2節 支出（第16条－第23条）
 - 第3節 出納取扱金融機関等（第24条－第26条）
 - 第4節 預り金及び預り有価証券（第27条・第28条）
- 第4章 物品（第29条）
- 第5章 固定資産
 - 第1節 通則（第30条）
 - 第2節 取得（第31条・第32条）
 - 第3節 管理及び処分（第33条・第34条）
 - 第4節 減価償却（第35条－第38条）
- 第6章 予算（第39条－第42条）
- 第7章 決算（第43条－第45条）
- 第8章 契約（第46条－第50条）
- 第9章 雑則（第51条・第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県天神川流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（企業出納員）

第2条 流域下水道事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、企業出納員を置く。

2 企業出納員は、生活環境部くらしの安心局水環境保全課の課長（以下「水環境保全課長」という。）及び同課の会計事務を担当する課長補佐をもってこれに充てる。

3 課長補佐である出納員は、水環境保全課長である出納員が不在であるときにその職務を行う。

4 第2項に定めるもののほか、知事は必要があると認めるときは、企業出納員を指定することができる。

（出納取扱金融機関）

第3条 知事は、公金の出納事務の一部を取り扱わせるため出納取扱金融機関を置く。

第2章 勘定科目及び伝票並びに帳簿

第1節 勘定科目

第4条 流域下水道事業の経理は、全ての取引を別表に定める勘定科目に仕訳整理して行うものとする。ただし、必要があるときは、勘定科目を新たに設定し、又は変更することができる。

第2節 伝票

(会計伝票の発行)

第5条 企業出納員は、流域下水道事業に係る取引については、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

(会計伝票の種類)

第6条 会計伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。

3 支払伝票は、現金支払の取引について発行する。

4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。

(会計伝票の保存等)

第7条 会計伝票及び取引に関する証拠となるべき書類は、それぞれの日付によって編集し、保存しなければならない。

第3節 帳簿

(帳簿の種類)

第8条 流域下水道事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次に掲げる帳簿を備える。

(1) 総勘定元帳

(2) 予算整理簿

(3) 固定資産台帳

(4) 企業債台帳

(5) 前各号のほか必要な帳簿

(帳簿の記載)

第9条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

(科目の更正)

第10条 企業出納員は、帳簿等に科目の誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当科目に更正しなければならない。

(帳簿の照合)

第11条 総勘定元帳その他相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない。

第3章 収入及び支出

第1節 収入

(収入の調定)

第12条 知事は、収入の理由が生じたときは、振替伝票（調定と同時に収納が行われる場合にあつては、収入伝票）により調定を行わなければならない。

2 前項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

(納入通知書の発行)

第13条 知事は、前条の規定により収入を調定したときは、直ちに納入義務者に対して納入通知書を発行しなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい収入については、この限りでない。

2 前項の納入通知書に指定する納期は、特別の場合を除き、発行した日から15日以内としなければならない。

(収入の確認)

第14条 企業出納員は、第24条第3項の規定により、出納取扱金融機関から収入の内容に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）による情報の処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の送付を受けたときは、当該電磁的記録を用紙に印刷して、収入伝票と照合し、その日の収入額を確認しなければならない。

(過誤納金の還付)

第15条 知事は、過納又は誤納となつた収納金がある場合の還付については、支出の例により処理するものとする。

る。

第2節 支出

(支出の手続)

第16条 知事は、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為書により行わなければならない。ただし、知事が別に定めるものについては、支出命令と同時に支出負担行為書を作成することができる。

- 2 支出は、債権者の請求書により行うものとし、債権者は、口座振替の方法により支払を受けようとするときは、請求書に口座振替に係る情報を記載しなければならない。
- 3 企業出納員は、前項の規定により、口座振替の方法により支払うときは、企業出納員の使用に係る電子計算機と出納取扱金融機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用する方法その他の方法により支払の依頼を行うものとする。
- 4 債権者は、自動口座振替（債権者又は企業出納員が指定した期日に流域下水道事業会計の預金口座から自動的に債権者の預金口座に振込むことにより支払う方法をいう。以下同じ。）の方法により支払を受けようとするときは、第2項の請求書の提出に代えて、自動口座振替の振替情報を企業出納員に報告しなければならない。
- 5 企業出納員は、債権者から自動口座振替の振替情報の報告があったときは、出納取扱金融機関をして自動口座振替の方法による支払をさせなければならない。
- 6 県債元利金その他支払義務の確定したもので債権者の請求書を徴する必要がないと認められるものについては、支出調書により行うものとする。

(伝票の発行)

第17条 知事は、支出しようとするときは、振替伝票（現金の支払を伴う場合にあっては支払伝票）を作成しなければならない。

- 2 企業出納員は、支払伝票に基づいて支払を行わなければならない。

(資金前渡のできる経費)

第18条 資金の前渡をすることができる経費は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の5第1項第1号から第13号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 即時支払をしなければその目的を達しがたい経費
- (2) 講習会、協議会その他の会合に要する経費
- (3) 交際費
- (4) 供託金
- (5) 払込書その他これに類するものにより支払をしなければならない経費

(概算払のできる経費)

第19条 概算払をすることができる経費は、令第21条の6第1号から第4号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 非常災害のため即日支払を必要とする経費
- (2) 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償金

(前金払のできる経費等)

第20条 前金払をすることができる経費は、令第21条の7第1号から第7号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 保険料
- (2) 講習会の受講、懇談会の参加その他これらに類するものに要する経費

- 2 令第21条の7第3号に規定する前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費の前金払の限度額は、契約金額の3割以内とする。ただし、特別の理由により知事の承認を受けたものは、この限りでない。

(資金前渡等の精算)

第21条 資金の前渡を受けた者は、当該用件が終了したときは、速やかに証拠書類を添えて、資金前渡精算書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の精算書及び証拠となるべき書類に基づいて振替伝票、収入伝票又は支払伝票を発行し、残金があるときは、納入通知書を発行し、当該資金前渡を受けた者をして返納させなければならない。

3 前2条の規定による支払の精算については、前2項の規定を準用する。

(支払の確認)

第22条 企業出納員は、第25条の規定により、出納取扱金融機関から支払の内容に係る電磁的記録の送付を受けたときは、当該電磁的記録を用紙に印刷して、支払伝票と照合し、その日の支払額を確認しなければならない。

(過誤払金の返納)

第23条 知事は、過払い又は誤払いとなった支出金がある場合の返納については、収入の例により処理するものとする。

第3節 出納取扱金融機関等

(収納事務)

第24条 出納取扱金融機関は、知事が発行した納入通知書により収納事務を行わなければならない。

2 出納取扱金融機関は、収入金の納付を受けたときは、これを領収の上、電子情報処理組織を使用する方法により納付を受けた場合を除き、領収書を納入者に交付しなければならない。

3 出納取扱金融機関は、納入金の納付を受けたときは、速やかに当該収納の内容に係る電磁的記録を企業出納員に送付しなければならない。

(支払事務)

第25条 出納取扱金融機関は、企業出納員から第16条第3項の規定による支払の依頼を受けたときは、預金から資金を払い出して債権者に支払をし、出納事務終了後速やかに当該支払の内容に係る電磁的記録を企業出納員に送付しなければならない。

(事務取扱時間)

第26条 出納取扱金融機関の出納事務取扱時間は、その金融機関の例による。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

第4節 預り金及び預り有価証券

(預り金の整理)

第27条 預り金は、第4条の規定による勘定科目の区分に従い、収入及び支出の例により整理するものとする。

(預り有価証券の受入還付)

第28条 企業出納員は、有価証券を預かるときは、これと引換えに納入者に対し、預り証を交付しなければならない。

2 預り有価証券を還付するときは、前項の預り証に領収の旨を附記させ、記名、押印させ、これと引換えにしなければならない。

第4章 物品

第29条 この章において「物品」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 器具及び備品（次条に規定する固定資産を除く。）
- (2) 消耗品
- (3) 金券類

2 前項各号に掲げる物品に関する事務の取扱いについては、鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）の規定の例による。

第5章 固定資産

第1節 通則

(固定資産の範囲)

第30条 この章において「固定資産」とは、別表に定める固定資産をいう。ただし、耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満のもの（建物、構築物及び機械装置の構成部分として附属するものを除く。）は、固定資産に含まないものとする。

第2節 取得

(取得価額)

第31条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額
- (2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- (3) 前2号に掲げるもの以外のものにあつては、公正な評価額

(建設仮勘定)

第32条 建設改良工事でその工期が長期にわたるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 知事は、前項の建設改良工事が完成したときは、速やかに次の各号に定めるところにより、建設仮勘定の精算を行い、その精算額を固定資産の適当な科目に振り替えなければならない。

- (1) 工事に要した経費から附帯収益を控除する。
- (2) 工事に要した経費に間接費の配賦額を加算する。

第3節 管理及び処分

(事故報告)

第33条 天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、企業出納員は、速やかにその原因及び現状を調査し、意見を付して知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、これを審査し、結果を直ちに企業出納員に通知するものとする。

(固定資産の処分)

第34条 企業出納員は、固定資産を処分しようとするときは、その理由、方法、予定価格等を具して知事の承認を受けなければならない。ただし、売却してもその価格が売却に要する費用に達しないもの又は売却不相当と認められるものは、廃棄するものとする。

第4節 減価償却

(減価償却の方法)

第35条 固定資産の減価償却は、定額法によって取得の翌年度から行う。

(特別償却率)

第36条 直接その事業の用に供する固定資産のうち知事が特に必要と認める資産の各事業年度の減価償却額は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。）第15条第1項の規定により算出した金額に、当該金額に100分の50の率を乗じて算出した金額を加えた金額とする。

(減価償却の特例)

第37条 企業出納員は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後において施行規則第15条第3項の規定により帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(実地照合)

第38条 知事は、企業出納員をして毎事業年度固定資産の実態について固定資産台帳と照合し、確認させるものとする。

第6章 予算

(予定キャッシュ・フロー計算書の作成方法)

第39条 令第17条の2第1項第2号の予定キャッシュ・フロー計算書の作成については、間接法によるものとする。

(執行計画)

第40条 知事は、予算に基づき予算執行計画を定めなければならない。

(予算の流用)

第41条 知事は、予算の執行に当り事業の運営上必要がある場合、目以下の科目については、予算流用することができる。ただし、議会の議決を経なければ流用できない経費については、この限りでない。

(予備費の充用)

第42条 知事は、予算の執行に当り、事業の運営上予算外支出又は超過支出の必要があるときは、予備費を充用することができる。

第7章 決算

(決算整理)

第43条 企業出納員は、毎事業年度経過後、速やかに、振替伝票により次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 固定資産の減価償却
- (2) 繰延収益の償却
- (3) 資産の評価
- (4) 引当金の計上
- (5) 損益勘定の期末整理
- (6) その他決算に必要な整理

(帳簿の締切)

第44条 企業出納員は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切を行うものとする。

(決算資料)

第45条 企業出納員は、毎事業年度、決算に必要な資料を作成し、5月31日までに知事に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第8章 契約

(随意契約によることができる場合の契約金額)

第46条 令第21条の14第1項第1号に規定する予定価格の額は、次のとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(随意契約による手続)

第47条 知事は、令第21条の14第1項第3号の規定に基づき随意契約を締結する場合は、契約の機会均等、透明性及び公平性を確保するため、次に掲げる手続を行うものとする。

- (1) あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において契約の理由、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに契約の申込みの方法を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において契約の相手方の名称、契約の相手方とした理由その他の契約の締結状況を公表すること。

2 前項に規定する手続に関し必要な事項は、知事が定める。

(入札保証金及び契約保証金)

第48条 令第21条の15の入札保証金の額は、入札見積金額の100分の5以上の額とし、同条の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。

2 知事は、別に定める場合においては、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(入札保証金又は契約保証金に代わる担保)

第49条 入札保証金又は契約保証金の納付は、次に掲げるものの提供をもって代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債

- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (5) その他知事が确实と認めるもの

2 国債、地方債及び前項第4号に規定する小切手はその金額に、その他のものは毎月平均市場価格の10分の8に相当する額にこれを換算する。

(契約の手続)

第50条 流域下水道事業に関する売買、貸借、請負その他の契約は、この規則に定めるもののほか、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）及び鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の例による。

第9章 雑則

(賠償責任を有する職員の指定)

第51条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与した課長、課長補佐、係長及びこれらの職員の職と同等の職にある職員
- (2) 支出の事務又は支払の事務に直接関与した企業出納員及び職員
- (3) 地方自治法第234条の2第1項の監督又は検査を命ぜられた職員

(準用規定)

第52条 この規則に定めるもののほか、会計その他財務に関する事務手続に関しては、鳥取県会計規則その他の財務関係の規則の例によるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条、第30条関係）

資産

款	項	目	節	備考
固定資産	有形固定資産	土地	施設用地	
			その他の土地	
		建物	施設用建物	
			処理場用機械設備	
			処理場用電気設備	
			その他建物	
		建物減価償却累計額	施設用建物減価償却累計額	
			処理場用機械設備減価償却累計額	
			処理場用電気設備減価償却累計額	
			その他建物減価償却累計額	

	構築物	管路施設 処理場用施設 ポンプ場用施設 その他構築物	
	構築物減価償却累計額	管路施設減価償却累計額 処理場用施設減価償却累計額 ポンプ場用施設減価償却累計額 その他構築物減価償却累計額	
	機械及び装置	処理場用機械設備 ポンプ場用機械設備 処理場用電気設備 ポンプ場用電気設備 その他機械及び装置	
	機械及び装置減価償却累計額	処理場用機械設備減価償却累計額 ポンプ場用機械設備減価償却累計額 処理場用電気設備減価償却累計額 ポンプ場用電気設備減価償却累計額 その他機械及び装置減価償却累計額	
	車両運搬具		
	車両運搬具減価償却累計額		
	工具、器具及び備品		
	工具、器具及び備品減価償却累計額		
	リース資産		ファイナンス・リース取引におけるリース資産（物件の所有権が借主に移転しないもの、通常費用処理

流動資産	無形固定資産	リース資産減価償却 累計額 建設仮勘定 その他有形固定資産 その他有形固定資産 減価償却累計額	する資産及びリース期間が1年以内のものを除く。)
	投資その他の資産	借地権 地上権 その他無形固定資産	
	現金・預金	出資金 その他投資	
	未収金	現金 預金	
	前払費用 前払金	営業未収金 営業外未収金 その他未収金	
	未収収益 その他流動資産	前払金 前払消費税及び地方 消費税 その他前払金	
		仮払金 保管有価証券 仮払消費税 特定収入仮払消費税 その他流動資産	

負債

款	項	目	節	備考
固定負債	企業債	建設改良企業債 その他企業債		1年以内に償還期限の到来するものを除く。

流動負債	他会計借入金		1年以内に返済期限の到来するものを除く。
		建設改良長期借入金 その他長期借入金	
	リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）
	引当金	退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金	
	その他固定負債		
	一時借入金		
	企業債		1年以内に償還期限の到来するもの
		建設改良企業債 その他企業債	
	他会計借入金		1年以内に返済期限の到来するもの
		建設改良長期借入金 その他長期借入金	
	リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するもの）
	未払金	営業未払金 営業外未払金 その他未払金	
	未払費用 前受金	営業前受金 営業外前受金 その他前受金	
	前受収益		

繰延収益	引当金	賞与引当金 その他引当金		
	その他流動負債	仮受金 預り金 預り有価証券 仮受消費税 その他流動負債		
	長期前受金	国庫補助金 建設事業費負担金 受贈財産評価額 寄附金 他会計負担金 他会計補助金 その他長期前受金		
	長期前受金収益化累計額	国庫補助金収益化累計額 建設事業費負担金収益化累計額 受贈財産評価額収益化累計額 寄附金収益化累計額 他会計負担金収益化累計額 他会計補助金収益化累計額 その他長期前受金収益化累計額		

資本

款	項	目	節	備考
資本金	資本金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金		
剰余金	資本剰余金	国庫補助金 建設事業費負担金		

	利益剰余金	受贈財産評価額 寄附金 他会計負担金 他会計補助金 その他資本剰余金 減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 その他積立金 当年度未処理欠損金 当年度未処分利益剰余金	繰越欠損金 当年度純利益 当年度純損失 その他未処分利益 剰余金変動額 繰越利益剰余金 当年度純利益 当年度純損失 その他未処分利益 剰余金変動額	
--	-------	---	--	--

収益

款	項	目	節	備考
流域下水道事業収益	営業収益 営業外収益	管理事業費負担金 建設事業費負担金 他会計負担金 他会計補助金 その他営業収益 受取利息 他会計負担金 他会計補助金 長期前受金戻入	手数料 雑収益 預金利息 その他利息 国庫補助金戻入 建設事業費負担金戻入	

	特別利益	資本費繰入収益 引当金戻入 消費税及び地方消費税還付金 雑収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	受贈財産評価額戻入 寄附金戻入 他会計負担金戻入 他会計補助金戻入 その他長期前受金戻入 使用料 手数料 有価証券売却収益 不用品売却収益 その他雑収益	1項目100万円以上のもの
--	------	--	---	---------------

費用

款	項	目	節	備考
流域下水道事業費用	営業費用	処分場費	旅費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 使用料 賃借料 修繕費 工事請負費 動力費 薬品費 補償費 負担金	

			保険料 補助交付金 報償費 公課費 食糧費 交際費 雑費 修繕引当金繰入 特別修繕引当金繰入
		ポンプ場費	旅費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 使用料 賃借料 修繕費 工事請負費 動力費 薬品費 補償費 負担金 保険料 補助交付金 報償費 公課費 食糧費 交際費 雑費 修繕引当金繰入 特別修繕引当金繰入
		管渠費 <small>きよ</small>	旅費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費

			通信運搬費
			委託料
			手数料
			使用料
			賃借料
			修繕費
			工事請負費
			動力費
			薬品費
			補償費
			負担金
			保険料
			補助交付金
			報償費
			公課費
			食糧費
			交際費
			雑費
			修繕引当金繰入
			特別修繕引当金繰入
		総係費	
			給料
			手当
			退職給付費
			法定福利費
			旅費
			被服費
			備用品費
			燃料費
			光熱水費
			印刷製本費
			通信運搬費
			委託料
			手数料
			使用料
			賃借料
			修繕費
			工事請負費
			動力費
			薬品費
			補償費
			負担金
			保険料
			補助交付金

			報償費 公課費 食糧費 交際費 研修費 雑費 修繕引当金繰入 特別修繕引当金繰入	
		減価償却費	有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費	
		資産減耗費	固定資産除却費 固定資産除却損	
	営業外費用	その他営業費用	雑支出	
		支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息 借入金利息 企業債手数料及び取扱費 リース債務利息 その他利息	
		消費税及び地方消費税 雑支出	不用品売却原価 その他雑支出	
	特別損失	過年度損益修正損 固定資産売却損 減損損失 災害による損失 その他特別損失		1項目100万円以上のもの

鳥取県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第28号

鳥取県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県製菓衛生師法施行細則（昭和42年鳥取県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> 収入証紙 貼り付け 欄 </div> <p style="margin-left: 20px;">製菓衛生師免許申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名</p> <p>下記のとおり製菓衛生師法施行令第1条の規定により、製菓衛生師の免許を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本籍 都道府県名（国籍） 2 住所 3 氏名 4 生年月日 5 製菓衛生師試験合格年月日及び番号 6 製菓衛生師免許の取消処分を受けたことの有無（取消処分を受けたことがあるときは、その理由及び年月日並びに旧免許の年月日、登録番号及び免許知事名） <p>備考 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) <u>戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）</u></p> <p>(2) 麻薬、あへん、大麻又は<u>覚醒剤</u>の中毒者であるかないかに関する医師の診断書</p> <p>(3) 略</p>	<p>様式第1号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> 収入証紙 <u>はりつけ</u> 欄 </div> <p style="margin-left: 20px;">製菓衛生師免許申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名</p> <p>下記のとおり製菓衛生師法施行令第1条の規定により、製菓衛生師の免許を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本籍 都道府県名（国籍） 2 住所 3 氏名 4 生年月日 5 製菓衛生師試験合格年月日及び番号 6 製菓衛生師免許の取消処分を受けたことの有無（取消処分を受けたことがあるときは、その理由及び年月日並びに旧免許の年月日、登録番号及び免許知事名） <p>備考 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) <u>戸籍の抄本</u></p> <p>(2) 麻薬、あへん、大麻又は<u>覚せい剤</u>の中毒者であるかないかに関する医師の診断書</p> <p>(3) 略</p>

--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第29号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則（平成14年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定動物の許可等の通知)</p> <p>第3条 知事は、法第26条第1項本文の規定による許可若しくは法第29条の規定による当該許可の取消しをしたとき、又は省令第13条第11号の規定による通知、省令第16条第1項前段の規定による届出若しくは特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号）第3条第2号イただし書若しくは口の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を警察本部長に通知するものとする。</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（<u>抜</u>控）</p> <p>（立入調査等）</p> <p>第19条 略</p> <p><u>第26条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 略</p> </div>	<p>(特定動物の許可等の通知)</p> <p>第3条 知事は、法第26条第1項本文の規定による許可若しくは法第29条の規定による当該許可の取消しをしたとき、又は省令第13条第10号の規定による通知、省令第16条第1項前段の規定による届出若しくは特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号）第3条第2号イただし書若しくは口の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を警察本部長に通知するものとする。</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（<u>抜</u>すい）</p> <p>（立入調査等）</p> <p>第19条 略</p> <p><u>第25条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 略</p> </div>

第2条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の有効期間)</p> <p>第2条 省令第14条に規定する法第26条第1項の許可の有効期間は、<u>全て</u>の特定動物（法第25条の2に規定する特定動物をいう。以下同じ。）の種類において許可の日から5年とする。</p> <p>(特定動物の許可等の通知)</p> <p>第3条 知事は、<u>法第26条第1項</u>の規定による許可若</p>	<p>(許可の有効期間)</p> <p>第2条 省令第14条に規定する法第26条第1項本文の許可の有効期間は、<u>すべて</u>の特定動物（<u>同項本文</u>に規定する特定動物をいう。以下同じ。）の種類において許可の日から5年とする。</p> <p>(特定動物の許可等の通知)</p> <p>第3条 知事は、<u>法第26条第1項本文</u>の規定による許</p>

<p>しくは法第29条の規定による当該許可の取消しをしたとき、又は省令第13条第11号の規定による通知、省令第16条第1項前段の規定による届出若しくは特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号）第3条第2号イただし書若しくはロの規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を警察本部長に通知するものとする。</p>	<p>可若しくは法第29条の規定による当該許可の取消しをしたとき、又は省令第13条第11号の規定による通知、省令第16条第1項前段の規定による届出若しくは特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号）第3条第2号イただし書若しくはロの規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を警察本部長に通知するものとする。</p>
--	--

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第30号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(連帯保証人)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 入居者は、連帯保証人を変更しようとする場合又は次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに県営住宅入居者連帯保証人変更（<u>更改</u>）承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>連帯保証人が極度額に達するまで連帯保証債務を履行したとき。</u></p> <p>5 略</p> <p>(家賃等の減免又は徴収猶予の申請等)</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、家賃等の減免等をしたときは、県営住宅家賃等減額（免除）通知書（様式第13号）又は県営住宅家賃等徴収猶予通知書（様式第14号）により申請者に通知しなければならない。ただし、<u>条例第9条の4第1項の規定により算出された家賃の額の通知と同時に</u>行うとき又は知事が災害その他特別な事由があると認めるときは、別に定めるところによることができる。</p> <p>4・5 略</p> <p>第17条 <u>削除</u></p>	<p>(連帯保証人)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 入居者は、連帯保証人を変更しようとする場合又は次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに県営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>(家賃等の減免又は徴収猶予の申請等)</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、家賃等の減免等をしたときは、県営住宅家賃等減額（免除）通知書（様式第13号）又は県営住宅家賃等徴収猶予通知書（様式第14号）により申請者に通知しなければならない。ただし、知事が災害その他特別な事由があると認めるときは、別に定めるところによることができる。</p> <p>4・5 略</p> <p><u>(住宅管理人)</u></p> <p>第17条 <u>条例第25条の規定による住宅管理人は、入居者のうちから知事が任命する。ただし、入居者の身体状況等を勘案し、入居者の中に適当な者がいないと認める場合には、入居者以外の者又は団体で、地域の実情等に応じて最も適当なものを住宅管理人に任命することができる。</u></p> <p>2 知事は、住宅管理人が次の各号のいずれかに該当</p>

様式第7号 (第5条関係)

請書

職 氏名 様
年 月 日付第 号で入居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の債務(極度額 円)についてその債務を負います。

年 月 日

入居者 住所
氏名 ㊟

連帯保証人 住所
氏名 ㊟

入居者との関係

記

県営住宅 団地第 号
入居終了期限 年 月 日

添付書類 略
備考 略
別記
1～5 略
6 敷金の還付について
県営住宅を退居しようとする者は、5による届出のとき県の発行した敷金の領収書を提出し、敷金の還付の手続を行うこと。ただし、未納の家賃、駐車場使用料又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

7・8 略

様式第7号の2 (第5条関係)

緊急連絡先届出書

職 氏名 様
年 月 日
住宅名 団地第 号
入居者氏名

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

するときは、住宅管理人を解任することができる。

(1) 本人から退職の申出があった場合で事情やむを得ないと認められるとき。

(2) その他知事が住宅管理人として不相当と認めるとき。

3 住宅管理人の職務は、別に定めるところによるものとする。

様式第7号 (第5条関係)

請書

職 氏名 様
年 月 日付第 号で入居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の債務(極度額 円)についてその債務を負います。

年 月 日

入居者 住所
氏名 ㊟

連帯保証人 住所
氏名 ㊟

入居者との関係

記

県営住宅 団地第 号
入居終了期限 年 月 日

添付書類 略
備考 略
別記
1～5 略
6 敷金の還付について
県営住宅を退居しようとする者は、5による届出のとき県の発行した敷金の領収書を提出し、敷金の還付の手続を行うこと。ただし、未納の家賃、駐車場使用料、条例第15条の2第2項に規定する水道及び下水道の使用料又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

7・8 略

様式第7号の2 (第5条関係)

緊急連絡先届出書

職 氏名 様
年 月 日
住宅名 団地第 号
入居者氏名

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

第5条第2項の規定により、緊急時の連絡先を届け出ます。

略

様式第8号（第6条関係）

県営住宅入居者連帯保証人変更（更改）承認申請書

職 氏名 様

年 月 日付で提出した請書の連帯保証人

を変更（更改）したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

入居者 団地第 号

氏名 ④

電 話

記

変更（更改）理由

変更（更改）年月日

略

新連帯保証人

私は、連帯保証人となるに際し、別記諸条項を承知し、入居者が貴県に対し現に負担している全ての債務及び今後の入居者の全ての債務（極度額 円）を引き受けます。

略

添付書類 略

備考 極度額は、入居時に決定した家賃の6月分に相当する額である。

別記

1 家賃について

(1) 家賃は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号。以下「条例」という。）第9条の4の規定により定められた額（月額）とし、入居可能日から退居の日まで毎月分を毎月末日までに知事の発行する納入通知書により納付する。ただし、1月に満たない家賃は、日割計算による。

(2) 県営住宅に入居後3年を経過し、収入超過

第5条第2項の規定により、緊急時の連絡先を届け出ます。

略

備考 緊急連絡先は、県内に居住している方としてください。

様式第8号（第6条関係）

県営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書

職 氏名 様

年 月 日付で提出した請書の連帯保証人

を変更したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

入居者 団地第 号

氏名 ④

電 話

記

変更理由

変更年月日

略

新連帯保証人

私は、連帯保証人となるに際し、条例等の規定及び入居の条件を承知し、旧連帯保証人が入居者のため貴県に対し負担しているすべての債務及び今後の入居者のすべての債務を引き受けます。

略

添付書類 略

者として認定され当該住宅を明け渡すことができないときは、条例第21条第1項の規定による家賃を納付する。

(3) 県営住宅に入居後5年を経過し、収入の額が最近2年間引き続き公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第9条の金額を超え、高額所得者として認定された場合において当該住宅を明け渡すことができないときは、条例第21条の3第1項の規定による近傍同種の住宅の家賃を納付する。

(4) 物価の変動、県営住宅相互間の家賃の不均衡是正、住宅に改良を加えた場合等において、県営住宅の家賃を変更されても異議のないものとする。

2 入居者の費用負担について

次の場合の費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設の使用に要する費用

(4) 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替並びに畳及び建具の修繕に要する費用（退去時に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしているふすまの張替及び畳の表替え、裏返し又は畳縁の交換に要する費用を含む。）

(5) 給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(6) 模様替又は増築した場合の原状回復又は撤去に要する費用

(7) 入居者の責に帰すべき事由による県営住宅、共同施設等の修繕に要する費用

(8) その他住宅の使用上当然入居者が負担しなければならない費用

3 入居者の保管義務等について

入居者又は同居者は当該県営住宅の使用に当たり、善良な注意を払いこれを正常な状態で維持管理するほか、次の行為を行ってはならない。ただし、(1)、(2)、(9)又は(10)に掲げる行為については、知事の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 入居時に入居を認められた者以外の者を同居させること。

(2) 入居者が同居者を残して死亡し、又は退居した場合、同居者が引き続き居住すること。

(3) 県営住宅を引き続き15日以上使用しないに

もかかわらず知事に届出をしないこと。

(4) 暴力団員の住居として使用させる行為（自らが暴力団員となって使用する行為を含む。）

(5) 県営住宅の敷地内における次に掲げる行為であって、他の入居者若しくは周辺地域の住民の日常生活に支障を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるもの

ア 動物の飼育（食物その他の物を意図的に放置し、動物を呼び寄せる行為を含む。）

イ 連続的若しくは断続的に騒音、振動又は悪臭を発生させること。

ウ 汚物、廃棄物その他生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある物を捨て、又は放置すること。

(6) 他の入居者若しくは周辺地域の住民に対する次の行為であって、人の生命、身体若しくは財産に害を与え、又は人に著しい迷惑を及ぼすこととなるもの

ア 粗野又は乱暴な言動をすること。

イ 威力を用い、又は示すこと。

ウ 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用をき損し、又はその業務を妨害すること。

エ 火災、漏水その他の事故を繰り返して発生させること。

(7) (4)から(6)までに掲げるもののほか、県営住宅における安全かつ平穏な生活の維持を著しく阻害する行為

(8) 県営住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を他の者に譲渡すること。

(9) 県営住宅を住宅以外の用途に使用すること。

(10) 県営住宅を模様替えし、又は増築すること。

4 住宅の明渡しについて

知事は、次の各項のいずれかに該当する場合は、入居者又は同居者に対して県営住宅の明渡しを請求することができる。その場合、入居者又は同居者は、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。

(1) 不正の行為により入居したとき。

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4) 正当な事由によらないで引き続き15日以上

県営住宅を使用しないとき。

(5) 3の規定に違反したとき。

(6) 条例第24条の2第1項の期限付入居決定を受けた場合において、期限が到来したとき。

(7) 県営住宅に引き続き5年以上入居し、収入の額が2年間引き続いて令第9条の額を超えたとき。

(8) 県営住宅建替事業の施行に伴い県営住宅を除却するとき。

5 県営住宅の退居について

県営住宅を明け渡そうとするときは、その5日前までに知事に届け出て、検査を受けなければならない。この場合、2に定める費用を全て精算するほか増築等を行ったときは、検査までに原状回復又は撤去を行うこと。

6 敷金の還付について

県営住宅を退居しようとする者は、5による届出のとき県の発行した敷金の領収書を提出し、敷金の還付の手続を行うこと。ただし、未納の家賃、駐車場使用料又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

7 賠償その他について

(1) 入居者は次の処分を受けても異議ないものとする。

ア 知事が4の(1)から(6)までに該当する者に明渡しの請求を行ったときの損害賠償

イ 4の(7)及び(8)に該当する者が知事の指定した期日までに住宅を明け渡さないときの損害賠償

ウ 県営住宅を無断で使用し、又は転貸したときの過料

エ 詐欺その他不正の行為により、家賃の全部又は一部の徴収を免れたときの過料

(2) 県営住宅の入居者は、毎年度、過去1年分の収入状況の報告を行わなければならない。

8 その他

1から7までに定めるもののほか条例、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）等の関係法令の諸規定を遵守するものとする。

様式第10号（第6条の2、第8条の4関係）

県営住宅同居承認申請書

様式第10号（第6条の2、第8条の4関係）

県営住宅同居承認申請書

職 氏名 様
 下記のとおり県営住宅に同居させたいので、申請します。
 なお、新たに同居させようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、同居の承認を取り消されても異存ありません。
 また、この申請により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

郵便番号
 住 所
 申請者 団地第 号
フリガナ
 氏 名
 (電話)
 記

略

添付書類 略
備考 略

様式第22号（第13条、第8条の4関係）
県営住宅同居者異動届

職 氏名 様
 下記のとおり世帯に異動があったので、届け出ます。
 また、この届出により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

郵便番号
 住 所
 申請者 団地第 号
フリガナ
 氏 名
 (電話)
 記

略

備考 略

様式第31号（第16条の6関係）
県営住宅駐車場使用申請書

年 月 日
 職 氏名 様

職 氏名 様
 下記のとおり県営住宅に同居させたいので、申請します。
 なお、新たに同居させようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、同居の承認を取り消されても異存ありません。
 また、この申請により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

郵便番号
 住 所
 申請者 団地第 号
 氏 名
 (電話)
 記

略

添付書類 略
備考 略

様式第22号（第13条、第8条の4関係）
県営住宅同居者異動届

職 氏名 様
 下記のとおり世帯に異動があったので、届け出ます。
 また、この届出により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

郵便番号
 住 所
 申請者 団地第 号
 氏 名
 (電話)
 記

略

備考 略

様式第31号（第16条の6関係）
県営住宅駐車場使用申請書

年 月 日
 職 氏名 様

県営住宅 団地の駐車場を使用したいので次のとおり必要書類を添えて申請します。

また、この駐車場を使用するに当たっては、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の関係法令の諸規定を遵守することを誓約します。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

略

略

略

備考

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 略

3 略

4 次に掲げる書類を添付してください。

(1)・(2) 略

(3) 減免希望の方は、自動車税種別割課税免除決定通知書の写し

様式第33号（第16条の8関係）

県営住宅駐車場使用者等変更承認申請書

年 月 日

職 氏名 様

略

次のとおり駐車場使用者又は使用車両の変更の決定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 込 者	住 所	〒	フリガナ	
		県営住宅 団 地 棟 号	氏名	
略				

略

略

備考

1・2 略

3 次に掲げる書類を添付してください。

(1)・(2) 略

(3) 減免希望の方は、自動車税種別割課税免除決定通知書の写し

(4) 略

県営住宅 団地の駐車場を使用したいので次のとおり必要書類を添えて申請します。

また、この駐車場を使用するに当たっては、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の関係法令の諸規定を遵守することを誓約します。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

略

略

略

備考

1 略

2 略

3 次に掲げる書類を添付してください。

(1)・(2) 略

(3) 減免希望の方は、自動車税課税免除決定通知書の写し

様式第33号（第16条の8関係）

県営住宅駐車場使用者等変更承認申請書

年 月 日

職 氏名 様

略

次のとおり駐車場使用者又は使用車両の変更の決定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 込 者	住 所	〒	フリガナ	
		県営住宅 団 地 棟 号	氏名	㊟
略				

略

略

備考

1・2 略

3 次に掲げる書類を添付してください。

(1)・(2) 略

(3) 減免希望の方は、自動車税課税免除決定通知書の写し

(4) 略

第2条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第10号の5を次のように改める。

備考

- 1 この申告書により家賃を決定しますので、必ず申告してください。（申告のない場合は、民間住宅並の家賃が決定されます。）
- 2 入居者、同居者及び別居の扶養親族並びに控除対象配偶者全員について、記載されている事項を確認し、変更・追加がある場合は訂正・記入をしてください。また、太線枠内を必ず記入してください。
- 3 年の中途において、就職又は事業を営んだときは、異動区分欄に就職年月日又は事業開始年月日を記入してください。
- 4 続柄・同居・別居の別、異動区分は、右のコード表により該当番号を記入してください。また、「※」欄は、記入しないでください。
- 5 次に掲げる書類を添付してください。ただし、(1)に掲げる書類の記載事項を個人番号を利用して確認できるときは、その添付を省略することができます。
 - (1) 入居者、同居者等の市町村長の発行する所得課税証明書（各所得欄に所得額の記載がない又は訂正を要する場合）
 - (2) 控除額がある場合において、(1)の書類で証明ができないときは、これを証明する書類
- 6 「家賃等の減免等を希望(します・しません)」の部分は、該当するものを○で囲んでください。ただし、条件を満たさない場合は、減免等になりませんので、ご了承ください。

コード表	本人…01 夫…11 妻…12 子…20 孫…41
続柄	父…51 母…52 配偶者父…55 配偶者母…56
	祖父…62 祖母…63 配偶者祖父…64
	兄…71 弟…74 姉…81 妹…84 叔父…91
	叔母…92 甥…93 姪…94 その他…SS
	同居・別居の別 別居…0 同居…1
異動区分	出生…01 婚姻…02 養子縁組…03 死亡…09
	転居…10 その他…11 就職…AA 離職…BB

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第8条の4、様式第7号の2、様式第10号、様式第22号、様式第31号及び様式第33号の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第4条第2項第4号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浄化槽管理士（条例第11条第2項の規定により置かれる浄化槽管理士をいう。<u>第12条第1項第4号を除き、以下同じ。</u>）が浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書類</p> <p>(3) <u>浄化槽管理士が過去5年間に条例第11条第2項の知事が指定する研修を受けたことを証する書類</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(変更登録申請書の様式等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 新たな営業区域を専任する浄化槽管理士に係る第4条第4項第2号、<u>第3号、第5号及び第6号</u>に掲げる書類</p> <p>(3) 略</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第8条 略</p> <p>(指定研修の公表)</p> <p>第9条 <u>知事は、条例第11条第2項の規定による研修の指定をしたときは、遅滞なく、研修の日時、場所</u></p>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第4条第2項第4号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浄化槽管理士（条例第11条第2項の規定により置かれる浄化槽管理士をいう。<u>第11条第1項第4号を除き、以下同じ。</u>）が浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書類</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(変更登録申請書の様式等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 新たな営業区域を専任する浄化槽管理士に係る第4条第4項第2号、<u>第4号及び第5号</u>に掲げる書類</p> <p>(3) 略</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第8条 略</p>

<p><u>その他の事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u></p>	
<p>(器具) 第10条 略</p>	<p>(器具) 第9条 略</p>
<p>(標識の様式) 第11条 略</p>	<p>(標識の様式) 第10条 略</p>
<p>(帳簿の記載事項等) 第12条 略</p>	<p>(帳簿の記載事項等) 第11条 略</p>
<p>(身分証明書の様式) 第13条 略</p>	<p>(身分証明書の様式) 第12条 略</p>
<p>(手数料の免除) 第14条 略</p>	<p>(手数料の免除) 第13条 略</p>
<p>様式第9号 (第11条関係) 略</p>	<p>様式第9号 (第10条関係) 略</p>
<p>様式第10号 (第13条関係) 略</p>	<p>様式第10号 (第12条関係) 略</p>
<p>様式第11号 (第14条関係) 略</p>	<p>様式第11号 (第13条関係) 略</p>

第2条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

浄化槽保守点検業者登録（更新登録）申請書

収入証紙
貼り付け欄

職 氏 名 様

浄化槽保守点検業者の登録（更新の登録）を受けたいので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者
フリガナ
氏 名 ㊞
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

登録の種類	新規・更新				
営業所	名称	所在地		電話番号	
役員	フリガナ 氏 名	役名		常勤・非常勤の別	
営業区域に係る市町村名					
営業区域を専任する浄化槽管理士	フリガナ 氏名	浄化槽管理士 免状の交付番号	所属する営業 所名	専任する営業 区域に係る市 町村名	知事が指定する研修を受けた年月日
申請時において既に受けている登録	登録番号	登録年月日			
	第 号	年 月 日			

様式第5号の（裏面）を次のように改める。

（裏面）

営業所	名称		所在地		電話番号
	営業区域を専任する浄化槽管理士	フリガナ 氏 名	浄化槽管理士 免状の交付番号	所属する営業 所名	専任する営業 区域に係る市 町村名
変更の登録	変更の登録の年月日			変更の内容	
変更の届出	変更の年月日			変更の内容	

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第6条関係）

浄化槽保守点検業者変更登録申請書				収入証紙 貼り付け欄	
職 氏 名 様					
浄化槽保守点検業者の変更の登録を受けたいので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。					
年 月 日					
郵便番号					
住 所					
申請者					
フリガナ					
氏 名 Ⓜ					
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）					
電話番号					
登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日		
新たに営業区域に係る市町村名					
新たな営業区域を専任する浄化槽管理士	フリガナ 氏 名	浄化槽管理士免状の交付番号	所属する営業所名	専任する営業区域に係る市町村名	知事が指定する研修を受けた年月日
その他の変更に係る事項	変更前		変更後		

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。